平成30年4月3日 第11978号

関の指定の辞退	育成医療及	◎ 育成医療及び更生医療を担当する医	○ 育成医療及び更生医療を担当する医	の辞退	〇 精神通院医療を担当する医療機関の	の更新	〇 精神通院医療を担当する医療機関の	〇 精神通院医療を担当する医療機関の	〇 指定介護予防サービス事業者の指定	〇 指定居宅サービス事業者の指定	〇 特定施設の設置許可申請	(以上県例規集登	〇 収納代理金融機関の指定の一部改正	助金等の名称等の制定の一部改正	〇 岡山県補助金等交付規則の規定によ	【告示】		目次		L U	可山長公根
治山課	療機 "	療機 "	療機障害福祉課		指定		指定 "	指定 健康推進課	IJ	指導監査室	環境管理課	載)	会計課		る補環境企画課			担当課(室)		多名	可
			〇 道路の位置の指定の正誤	〇 土地改良事業の施行認可の正誤	【正誤】	〇 警備業法に基づく講習	【公安委員会】	○ 二級建築士の免許の取消し	〇 土地改良事業の工事完了	○ 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧		○ 国土調査の成果の認証	〇 特定非営利活動法人の設立認証の申請	の調達手続の実施	○ 公募型プロポーザル方式による特定役務	【公告】	〇 岡山県収入証紙売りさばき人の継承	〇 道路の供用開始	○ 道路の区域変更	O n	目次
			建築指導課	耕地課		生活安全企画		建築指導課	耕地課	経営支援課	課	中山間・地域	県民生活交通		財産活用課		会計課	IJ	道路整備課	II	担当課(室)

## ◎岡山県告示第二百三十号

 $\mathcal{O}$ 和四十一年岡山県告示第五百十三号 制定) の一部を次のように改正し、 ( 岡 山県補助金等交付規則の規定による補助金 平成二十九年度分の補助 金か

平成三十年四月三日

岡山県知事 <br />
伊 原 木 <br />
隆

等転換支援事業補助金」 転換支援事業補助金 山県太陽熱& 国おかやまメガ 岡山県民間施設再生可能エネルギー E省エネ住宅促進事業補助金の項を削 「業務用車両EV 一の項、 ラー設置促進補助金の項、 山県公共施設再生可能エネル 転換支援事業補助金」 おかやま

を限度とする。				
に知事が定める額	助事業			
ネルギー設備ごと	る個人に対する補			金
内。ただし、省エ	ギー設備を導入す			速化事業補助
額の三分の一以	が定める省エネル		の排出の抑制	省エネ対策加
市町村が補助する	市町村が行う知事	市町村	温室効果ガス	岡山県家庭の
	事業			
	び最適化等を図る			
	利活用の効率化及			
	ネルギーの自給、		促進	
する。	域内において、エ		一の自給等の	
五百万円を限度と	により、一定の地		でのエネルギ	金
し、一地域につき	ネルギーの導入等		した地域全体	支援事業補助
分の一以内。ただ	源を生かした新エ		び資源を生か	ユニティ形成
補助対象経費の二	地域の自然及び資	市町村	地域の自然及	スマートコミ

表環境文化部  $\mathcal{O}$ 部児島湖畔環境保全アダプト推進事業補助金  $\mathcal{O}$ 項の 次に次のように加

える。

の一以内				
との差額の三分				
別に定める価格				
の価格と知事が				
バス 車両本体				
バス及びCNG				
2 ハイブリッド				
する。				
十万円を限度と		事業者		
ただし、二百四		リース		
十分の一以内。		者及び		
両の購入価格の		送事業		補助金
ーゼルバス 車	入する事業	動車運	の導入の促進	導入加速事業
1 環境対応ディ	環境対応バスを導	旅客自	環境対応バス	環境対応バス

誘致推進事業補助金の項中 費又はシステム整備のための調査費」を 情報提供システム整備費補助金」を「循環資源企業情報提供システム整備費等補助金」 表環境文化部の部循環資源企業情報提供システム整備費補助金の 又は運営に要する経費」 を「のシステム に改め、 「情報提供システム 「二百万円」 同部おかやまナショナルチー 「二十万円」 「情報提供システム整備 (整備の

# ◎岡山県告示第二百三十一号

平成二年岡山県告示第二百号 (収納代理金融機関の指定)  $\mathcal{O}$ 部を次のように改正す

7

- 成三十年四月

厅 一 在 区 人

¬

]]

三菱東京UFJ銀行」

を

三菱UFJ銀行」に改める。

原

この告示は、公布の日から施行する。

#### 岡山県公報 第11978号 平成30年4月3日

# ◎岡山県告示第二百三十二号

申請のあった特定施設の設置の許可申請 瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一 の概要は、 次のとおりである。 項の規定によ

く事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。 なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響につい ての調査の結果に基づ

平成三十年四月三日

申請の概要

岡山県知事 太

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

岡山市中区江並338番地

工場又は事業場の名称及び所在地

所在地

内山工業株式会社邑久工場

#### (3) 特定施設に関する事項

区								分	新	設		新	設
種								類	65 酸又はアル 表面処理施 1 号 備)	カリによる 設 (L-28 な金処理設	65 酸 又 ( 表 ) ( ) ( ) ( )	はアル 処理施 号	カリによる 設(L-28 芯金処理設
能								力	32,000枚/	回(30分)	同左		
I.	事	着	手	予	定	年	月	日	既設		同左		
I.	事	完	成	予	定	年	月	日	既設		同左		
使	用	開	始	予	定	年	月	日	許可後直ち	に	同左		
使がの	用時間 こその 既要	間隔,使用	及び に季:	1日当 節的変	áたり 変動か	) の使 ぶある	用時場合	間並はそ	連続24時間		同左		
使月	月時に	おい協設	てか	⊵	ζ		分		通常	最大	通	常	最 大
15水の	が出の党の対	お施れ染値並等びい設る状及びの最	汚態だ	水	量	( m³/	日)		14 0. 15	18 0. 15			
最当意	世の汚り	単数の事が	に通	p	Н				9 7. 4	10 9. 5			
吊りの量	り軍 及	い取り		ВС	D	(mg/	L)		10 11, 900	30 13, 100			
				CC	D	(mg/	L)		20 14, 200	60 15, 200			
				S	S	(mg/	L)		20 110	30 200	同左		
				油	分	(mg/	L)		2, 450	30 5, 000			
				T -	- N	(mg/	L)		2,600	2, 900			
				Т-	- P	(mg/	L)		4. 44	30. 5			
				化合	物、市	ア,ア 亜硝酸 <sup>/</sup> 勿(mg/	化合物		2,600	2, 900			

備考 1 種類は、水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1の号番号及び名称とする。

<sup>2</sup> 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに当該汚水等の通常の量及び最大の量の欄中数値が上段及び下段に分かれているものについては、上段は公共用水域に排除される量、下段は産業廃棄物として処理委託される量を示す。

#### (4) 汚水等の処理施設に関する事項

区				分		変 夏	ぎ 前			変り	更 後	
工場又は事業	場におけ	トる施	設番	- 号	排水処理設	備A			同左			
種類	及び	型	Ĩ	式	連続式排水	処理装置			同左			
構				造	鋼板製(一	部コンクリー	-ト製)		同左			
主要	-	十		法	8, 400 m m >	< 5, 200 m m >	(2, 300 m m		同左			
能				力	6 m³/時				同左			
処 理	の	方		法	中和, ろ過	,吸着			同左			
工事着	手 定	年	月	日	_				同左			
工事完成	文 予 定	年	月	日	_				同左			
使 用 開 如	台 予 定	年	月	日	_				許可後直ち	に		
使用時間間隔及で びにその使用に の概要	び1日当た 季節的変動	りの使 がある	用時間場合ん	間並	連続24時間				同左			
使用時における	L		Λ		処 玛	里前	処 耳	里後	処 耳	里前	処 耳	里 後
使用時における処と	区		分		処 理	里 前 最 大	処 現 第	里 後 最 大	処 現 第	里 前 最 大	処 5 通 常	理 後 最 大
使当難施設ない。 に水にび等よりの必要を はいるのでは に水にび等まれたが はいるのでは はいるでは はいるでは はいるでは はいるでは はいるでは はいるでは はいるでは はいるでは はいるでは はいるでは はいるでは はいるでは はいるでは はいるでは はいるでは はいるでは はいる はいる はいる はいる はいる はいる はいる はいる はいる はい	区 水 量	( m³/						1		1		
を	,	( m³/			通常	最大	通常	最 大	通常	最 大	通常	最大
る処処後染値並等び る処処後染値並等び る処処後染値が等通 に水にび等通大該の最当常の 時活設及水の最当常の 時活設及水の最当常の は水及 がの最近に が の が の が の が の が の が の が の が の が の が	水量		日)		通 常 26	最 大 34	通 常 26	最 大 34	通常	最 大	通常	最大
る処処後染値並等び る処処後染値並等び のる理汚の値水及 がいる理汚の値水及 がいる理汚の値水及 がいる理汚の値水及 がいる理汚の値水及 がいる理汚の値水及 がいる理汚の値水及 がいる型でに通大 がいる型でに通大	水 量 p H	(mg/	日) L)		通 常 26 12	最 大 34 13	通 常 26 6~8	最 大 34 8.4	通常	最 大	通常	最大
を を を は の を は の を の に 水 の ま の あ の ま の あ の ま の の ま の あ の ま の も の ら の る る の る る の る る る の る 。 る る る る る る る 。 る る る る る る る る る る る る る	水 量 p H BOD COD	(mg/	日) L) L)		通 常 26 12 10	最 大 34 13 30	通 常 26 6~8 5	最大 34 8.4 10	通 常 27.2	最 大	通常	最大
を を を は の を の を の の の の の の の の の の の の の	水 量 p H BOD COD S S	(mg/	日) L) L)		通 常 26 12 10 20	最 大 34 13 30 60	通 常 26 6~8 5	最 大 34 8.4 10 30	通 常 27.2	最 大	通常	最大
を を は の を は の を の の の の の の の の の の の の の	水 量 p H BOD COD S S	(mg/ (mg/ (mg/	L) L) L) L)		通 常 26 12 10 20 20	最 大 34 13 30 60 30	通 常 26 6~8 5 10	最 大 34 8.4 10 30 20	通 常 27.2	最 大	通常	最大
を を は の を の を の の の の の の の の の の の の の	水 量 p H BOD COD S S 油 分	(mg/ (mg/ (mg/ (mg/	L) L) L) L) L)		通 常 26 12 10 20 20	最 大 34 13 30 60 30 10	通 常 26 6~8 5 10 10	最 大 34 8.4 10 30 20	通 常 27.2	最 大	通常	最大

区		分		変 夏	更 前			変り	更 後	
工場又は事業	場における	施設番号	排水処理設	備C			同左			
種 類 2	及 び	型式	脱脂水洗水	循環処理装置	<u> </u>		同左			
構		造	鋼板製(一	部コンクリー	- ト製)		同左			
主 要	寸	法	8,800mm>	< 5, 100mm >	< 3, 700 m m		同左			
能		力	6 ㎡/時				同左			
処 理	の方	i 法	ろ過,吸着				同左			
工 事 着 手	予定年	月 日	_				同左			
工事完成	予 定 年	: 月 日	_				同左			
使 用 開 始	产 定 年	三月 日	_				許可後直ち	に		
使用時間間隔及で びにその使用にき の概要	ド1日当たりの付 ≤節的変動があっ	使用時間並 る場合はそ	連続24時間				同左			
を を を は を は を は を は に 水にび 等 通大 に 水にび 等 通大 が の 常の 素 当 常の 最 当 常 の 最 当 常 の 最 も に が し あ し も は た あ し あ の も る ら る ら る ら の も る ら る る る る る る る る る る る る る	区	分	処 玛	里 前	処 玛	里 後	処理	里前	処 5	里 後
理施設がいる	凸	23	通常	最 大	通常	最 大	通常	最 大	通常	最 大
四月次の一世代の一世代の一世代の一世代の一世代表の一世代表の一世代表の一世代表の一世代	水量(m³)	/目)	14	18	14	18	13	16	13	16
及び最大の値並	р Н		9	10	6~8	8. 4				
の通常の量及び	BOD (mg/	/L)	10	30	5	15				
取入の重	COD (mg/	/L)	20	60	10	20				
	S S (mg/	/L)	20	30	10	20	同左			
	油 分 (mg/	/L)	10	30	2	3				
	T-N (mg)	/L)	2	10	2	10				
	T-P (mg/	/L)	1	2	1	2				
	アンモニア, こ 化合物, 亜硝酸 硝酸化合物 (m	酸化合物及び	1	1	-	_	1	1.5	1	1.5

(5) 排水口に関する事項 変更なし

- 2 縦覧の期間及び場所
- (1) 期 間 平成30年4月3日から同月24日まで
- (2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び瀬戸内市役所

# ◎岡山県告示第二百三十三号

介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第四十一条第一項本文の規定により、

とおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成三十年四月三日

事業所の名称及び所在地

岡山県知事

太

1 名称

ヘルパーステーションかも

月花

岡山県備前市

日生八〇三番地の

事業者の名称及び主たる事務所の所在地

名彩

社会福祉法人浜っ子

所在地

岡山県備前市日生町日生八〇三番地の

二 指定年月日

介護保険事業所番号平成三十年四月一日

兀

三三七一一〇〇八二

サービスの種類

五

訪問介護

# ◎岡山県告示第二百三十四号

介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第五十三条第一項本文の規定により、

とおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成三十年四月三日

事業所の名称及び所在地

木

太

1 名 彩

特別養護老人ホームいこい

事業者の名称及び主たる事務所の所在地

岡山県玉野市長尾字池尻一五七八-二

社会福祉法人深山会

2 所在地

岡山県玉野市長尾字池尻一五七八

二 指定年月日

介護保険事業所番号平成三十年四月一日

兀

三三七〇四〇一三七~

五

介護予防短期入所生活介護

#### 岡山県公報 第11978号 平成30年4月3日

## ◎岡山県告示第二百三十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指

平成三十年四月三日

指定した医療機関

名

訪問看護ステーションデューン新倉敷

東邦薬局和気店

**倉敷市玉島爪崎四四六** 

和気郡和気町日室下馬一四三--

在 地

所

指定年月日

平成三十年四月一日

平成三十年四月一日

県 知 事 伊 原 木 隆

太

畄 Щ

#### 岡山県公報 平成30年4月3日 第11978号

## ◎岡山県告示第二百三十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関

平成三十年四月三日

について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

クオール薬局倉敷店

名

指定を更新した医療機関

所 在

倉敷市中島二三四○-七○

更新年月日

畄 Щ 県 知 事

伊 原 木

隆

太

平成三十年三月一日

## ◎岡山県告示第二百三十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関

平成三十年四月三日

について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

指定を辞退した医療機関

キシ薬局久米店

東邦薬局

エス・ジー・エッチてしま薬局早川町店

岡山赤十字玉野訪問看護ステーション

高梁市国民健康保険成羽病院附属平川診療所

所

和気郡和気町日室下馬一四三-一

真庭市久世二五〇九一一

津山市中北下一一八六一一〇

赤磐市上市一〇一 玉野市築港五丁目一六番二五号

高梁市備中町平川六一七二-四

在

平成三十年三月三十一日 平成三十年三月三十一日

平成三十年三月三十一日

辞退年月日

岡 Щ 県 知 事

伊 原 木

隆

太

平成三十年三月三十一日

平成三十年四月一日

平成三十年四月一日

#### 岡山県公報 第11978号 平成30年4月3日

◎岡山県告示第二百三十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五十九条第一項の規定により、育成医療及び更生医療を担当する医療機関を次の

とおり指定した。

平成三十年四月三日

東邦薬局和気店

指定した医療機関

所 在

和気郡和気町日室一四三—一

調剤

担当する医療の種類

岡 Щ 県 知

事

伊 原 木

隆

太

指定年月日

平成三十年四月一日

#### 岡山県公報 平成30年4月3日 第11978号

◎岡山県告示第二百三十九号

医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の育成医療及び更生医療を担当する

平成三十年四月三日

指定を更新した医療機関

名

訪問看護ステーションあおぞら

所 在

苫田郡鏡野町吉原三〇六

訪問看護 (肝臓移植)

担当する医療の種類

岡 Щ 県 知

事

伊 原 木

隆

太

更新年月日

平成三十年四月一日

◎岡山県告示第二百四十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の育成医療及び更生医療を担当する

医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

平成三十年四月三日

指定を辞退した医療機関

7

名

称

キシ薬局久米店

東邦薬局

所 在 地

和気郡和気町日室下馬一四三--

津山市中北下一一八六一一〇

調剤

調剤

担当する医療の種類

岡山県知

事

伊原木

隆

太

辞退年月日

平成三十年三月三十一日

平成三十年三月三十一日

# ◎岡山県告示第二百四十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、

とおり保安林の指定を解除する予定である。

平成三十年四月三日

解除予定保安林の所在場所

岡山県知事

木

太

浅口市鴨方町六条院西字寺谷八九四の七

# ◎岡山県告示第二百四十二号

(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、

とおり保安林の指定を解除する。

平成三十年四月三日

解除に係る保安林の所在場所

木

太

**倉敷市児島由加字長谷三一三五の五、** 三一七〇の四、 三一七〇の六

三

# ◎岡山県告示第二百四十三号

(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、

とおり保安林の指定を解除する。

平成三十年四月三日

解除に係る保安林の所在場所

**倉敷市児島由加字長谷三一三五の四、** 

三一七〇の五

木

太

道路用地とするため

# ◎岡山県告示第二百四十四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、 道路の区域を

その関係図面は、 岡山県土木部道路整備課において告示の 日から二十日間 般の縦覧

平成三十年四月三日

道路の種類

太

四三・五	一七・〇	旧	真庭郡新庄村字和田二一八七番一〇地内
四 三 · 五	三六·〇~ 四三·五	新	真庭郡新庄村字和田二一八七番一〇地内
(メートル) 長	(メートル)	別別旧	区域

# ◎岡山県告示第二百四十五号

(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、 道路の供用を

その関係図面は、 岡山県土木部道路整備課において告示の 日から二十日間 般の縦覧

供する。

平成三十年四月三日

木 太

道 一	種道
更 — 般	性 路
般 国	類の
	路
八 一 号	線
号	名
真庭郡新庄村字和田二	区
和田二一八七番一〇地内	間
四月三日平成三十年	年用開始

# ◎岡山県告示第二百四十六号

岡山県会計事務取扱要綱(昭和六十一年会第二百九十五号) 岡山県収入証紙売りさばき人の継承を平成三十年三月二十八日付けで次のとおり 第六十九条関係の規定に

平成三十年四月三日

岡山県知事 木 太

	-		
売りさばき場所	売りさばき人氏名	売りさばき人住所	区
ざ 場 所	さ人氏名	ざ人住所	分
岡山市北区 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	表取締役	岡山市北区	継
山市北区御津伊田二七五〇三	取締役 板野 光男山県獣医畜産株式会社	一 一	承
五 〇 一 一	男 会社 代	丁 目 四 	後
岡 ○ 三 市 北	理事長	岡山市北1	継
岡山市北区御津伊田二七五〇岡山市北区下中野三五〇	理事長 池上 仁之山県獣医畜産事業協同組合	山市北区下中野三五〇—	承
七五〇一一	仁之業協同組合	五〇——	前

政府調達に関する協定の適用を受ける特定役務の調達に ーザル 方式に よる調達手続を実施する。 0 て、 次 いのとお

平成三十年四月三日

 岡山県知事
 伊原木
 隆

太

### 1 調達內容

### (1) 調達件名

岡山県庁舎耐震化整備基本 実施設計業務  $\widehat{\mathbb{Z}}$ 「本件業務」  $\sim$ 

## (2) 調達業務の特質等

本件業務に係る説明書, 業務委託仕様書及び特記仕様書 **一** 

### (3) 契約期間

契約締結の日から平成32年3月19日まて

## 2 参加資格に関する事項

本件手続に参加するこ とができ 共同企業体 (2者又は3者で構成する

- 共同企業体の全 ての構成員が次に掲げる要件のいずれにも該当するもの
- という。) 平成30年度に県が発注する測量及び建設コンサルタン の提出期限までに参加資格の申請手続を行う 3により参加表明書及び参加資格の確認書類 -般」部門の資格を有する者である ト業務に係 一足, 該資格を有
- 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4  $^{\circ}$ 項各号に掲げ
- 4 (昭和25年法律第202号) 第23条第1項の規定に 9-Ø
- 当該共同企業体への出資比率が, 他の構成員にあっては10パーセ 当該共同企業体の代表者に
- 合が共同企業体の構成員となっ 中小企業団体の組織に関する法律 以上の共同企業体の構成員と て本件業務を受託した場合は, (昭和32年法律第185号) に基づく事業協同組

組合員は、別の共同企業体の構成員となることができない。

- K 岡山県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等要領 の公告の Ш く指名停止を受けていないこと。 一足(以下 「公告日」 という。)から契約締結の日 (平成13年岡山県告示第 での間において,
- 公告日から契約締結の日までの間において,岡山県建設工事等暴力団 (昭和63年2月 日施行)に基づく指名除外を受けていないこ
- 続開始の決定 公告日から契約締結の日ま く更生手続開始の申立てがなされている者 に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法 を受けている者を除く。) での間において, でないこ (再生手続開始の決定又は更生 民事再生法 (平成14年法律第154号) (平成11年法律第225
- 工のみの改修を除く。 で基本設計及び実施設計のいずれの業務も完成させたものに限る。 棟の延べ面積のうち庁舎 のに係る業務を平成15年度以降に完成させた実績を有する 公告日において、共同企業体の代表者が、直接受注した庁舎又は事務所の用途に  $\cap$ 当該増築又は耐震改修に係る部分の面積に限る。) の実績は, 以下 増築又は構造躯体の耐震性能を向上させる改修 又は事務所の用途に供する部分の面積 「耐震改修」 当該共同企業体への出資比率が20パー という。)に係る設計業務 が8,000㎡以上 (増築又は耐震改 区 (下同じ。)
- 築又は増築に係る設計業務のう の出資比率が20パー 公告日において, が4,000㎡以上のものに係る業務を平成15年度以降に完成 なお、 4 共同企業体の代表者以外の構成員が, ト以上のものに限る 共同企業体の構成員  $\sim$ (増築の場合は, 直接受注 当該共同企業体へ

## 3 参加資格の申請手続

岡山県告示第188号 「県の休日」 本件手続への参加を希望する者  $\mathcal{N}$ という。) (平成元年岡山県条例第2号) (測量及び建設コンサルタ に申請手続を行 Ü き参加表明書等の提出期限ま 2 (1)アの資格を得ていないものは, 第1条第1項に規定す ト業務の契約に係る a  $\mathcal{N}$ (岡山県の休日

(1) 申請書の人手力法

岡山県土木部監理課のホームページからダウンロ  $\wedge$ 

http://www.pref.okayama.jp/page/552807.html

(2) 申請書の提出先及び問い合わせ5

700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6-

]山県土木部監理課建設業班(岡山県庁本庁舎6階)

**탑話(086)226-7463(直通)** 

- (1) 説明書等の交付期間及び交付方法
- / 父付期間

午前9時から午後5時まで 压  $\omega$  $(\cancel{\ })$ から同年5  ${\mathbb H}$  $\infty$ Ш  $(\not \succ)$ S (県の休日を除く。)

イ 交付方法

岡山県総務部財産活用課のホ ージからダウンロ このかど

http://www.pref.okayama.jp/soshiki/10/

- (2) 貸与資料の貸与期間及び貸与方法
- ア 貸与期間
- (1) アと同じ。
- 貸与方法
- 5(6)の場所において貸与を受けること。
- 参加表明書等の交付,提出等
- (1) 交付期間
- 4(1)アと同じ。
- 4 (1)イと同じ。

2)

交付方法

(3) 提出期限

平成30年 5月 8日(火)午後 5 時まで

- (4) 提出場所及び提出方法
- (6)の場所に持参すること
- (5) 提出に要する費)

提出者の負担とする

## (6) 問い合わせ先

1700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県総務部財産活用課庁舎営繕 (岡山県庁本庁舎4階)

『話(086)226-7236(直通)

## 6 選考に関する事項

### (1) 第一次審査

- 岡山県庁舎耐震化整備基本 5以内の者を第二次審査の対象者と 別に定める評価基準に基づき, 実施設計プロポーザル選定委員会 して選定す 提出された参加表明 (E), T
- されなかった理由 アにより選定された者に対し を付して通知するものとする。 第二次審査の対象者と して選定されなかっ て選定された旨 た者に対して,

岡山県公報 第11978号

### (2) 第二次審査

- (1)アにより選定された者は, 5(6)の場所に持参しなければならない。 平成30年6 午後 7
- る者 選定委員会において, 工(以下 別に定める評価基準に基づいて審査 という。) アにより提出を受けた技術提案書に関する 最優秀者及び次に優秀
- 選定されなかった理由を付 イにより選定した最優秀者及び次点者に対して, ともに, 最優秀者又は次点者に選定されなかった者に対し ₩ % 最優秀者又は次点者に選定さ

# 7 随意契約に係る見積書の徴取

平成30年4月3日

選定委員会が選定した最優秀者を本件業務に 次点者 を見積書の徴取の相手方 最優秀者に事故等があり いってもろ 係る随意契約の見積書の徴取の相手方 F 9 見積書の徴取が不可能となっ

### 8 その街

(1) 手続において使用する言語,通貨及び単位

Ш 本の標準時及び計量法 (平成4年法律第51号)

(2) 業務の規模

ではなく、 含む。) 本件業務に要する費用と 業務の規模を示すものであるこ , \ ただし、 約2億4,000万円 の金額は本件業務に係る契約額を示すもの とに留意する (消費税額及び地方消費税の額

- (3) 詳細は、説明書等による。
- 9 summary
- (1) Subject matter of the contract

Design of Earthquake Resistant Facilities the Okayama Prefectural

(2) Time limit to express interests

5:00 P.M. 8 May 2018

(3)for submission of proposals for Initial Screening

:00 P.M. 8 May 2018

(4) proposals for Secondary Screening

:00 P.M. 15 June 2018

(5) point for documentation relating to the proposal

Division, Department of General Affairs, 0kayama

Prefectural Government

Uchisange, Kita ·ku, 0kayama-0kayama—ken, 700 - 8570,

Japan

TEL 086-226-7236 (direct dialing)

[一三七] 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第十条第一 項の規定により

いのとおり特定非営利活動法人の設立認証の申請があった。

平成三十年四月三日

岡山県矢事 伊 房 1

太

申請のあった年月日

平成三十年三月二十七日

一 申請に係る特定非営利活動法人の名

特定非営利活動法人シェアラボ

三 代表者の氏名

**サル** 工作

四 主たる事務所の所在地

都窪郡早島町前潟五九八番地

五 定款に記載された目的

と共に物と心の -の促進、 資源の循環及びリユー アを展開できる地域コミュニティの形成に寄与することを目的と スによる環境保護、 て資源や技術、 また地域振興事業を行い、 シェアによるライフサポ

三三八 国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、

次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成三十年四月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

新	た 調 者 査
見	の を 名 行
市	称っ
平成二十九年八月平成二十八年五月	調査を行った期
八 月 月	期間
地 籍 第 図 及 び	成果の名称
高尾の一部	た地域
平成三十年三月二十六	認証年月日

用する同法第五条第三項の規定により、 [一三九] 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 次の大規模小売店舗の 第六条第三項に 変更の届出に 9 お て、

配慮すべき事項に この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその 意見書を提出することができる。 て意見を有する者 同法第八条第二項 辺  $\mathcal{O}$ 地域  $\hat{O}$  $\mathcal{O}$ 規定に 生活環境の

平成三十年四月三日

 E山県知事
 伊原木

太

一届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

石称 岡山ネオポリスショッピングセンタ

所在地 赤磐市桜が丘東五丁目五-二七九

届出者の名称、住所及び代表者の氏な

2

名称 芙蓉総合リース株式会社

正所 東京都千代田区神田三崎町三丁目三番二三号

代表者の氏名 代表取締役 辻田 泰徳

3 変更事項

(変更前)名称(英蓉忩舎リース朱弌舎土)大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏?

(変更前) 名称 芙蓉総合リース株式会社

任所 東京都千代田区三崎町三丁目三番二三

代表者の氏名 代表取締役 辻田 泰徳

(変更後) 名称 芙蓉総合リース株式会社

住所 東京都千代田区神田三崎町三丁目三番二三号

【表者の氏名 代表取締役 辻田 泰徳

4 変更年月日

平成三十年一月一日

二 届出年月日

平成三十年三月二十三日

三 縦覧の期間及び場所

L 送覧り囲引

2

平成三十年四月三日から同年八月三日まで

により、 [一四〇] 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第百十三条の三第一項の規定 次のとおり土地改良事業の施行に伴う工事が完了した旨の届出があった。

平成三十年四月三日

11	"	"	,,,	11	IJ	児島湾土地改良区	事業主体	
西七区支線140号	錦六区縦1-3樋門	錦沖1南樋門	錦沖3樋門	内尾排水樋門	東畦 21 樋門	西七区5号舗装	地区名	
"	"	"	"	"	かんがい排水	農道舗装	工種	岡山県知事 伊
平成三〇・ 三・ 二	II	"	"	"	平成三〇・ 三・一二	平成三〇・ 三・ 二	完了年月日	原木隆太
	西七区支線40号 "	西七区支線40号 = 錦六区縦1-3樋門 =	西七区支線14号 『錦六区縦1-3樋門』 錦沖1南樋門』	西七区支線140 # # # # # # # # # # # # # # # # # # #	西七区支線140	西七区支線140 南六区縦1−3樋門 " " " " " " " " " " " " " " " " " " "	土地改良区       西七区支線140号       " のんがい排水 平成三〇・ 中成三〇・ 中成三〇・ 中域三〇・ 中域三〇・ 中域三〇・ 中域三〇・ 中域三〇・ 中域三〇・ 中域 中域 中域 中域 中域三〇・ 中域 中域 中域 中域 中域三〇・ 中域 中域 中域 中域三〇・ 中域 中域 中域 中域三〇・ 中域	主体       地改良区       西七区支線140号       川       川       中成三〇・         土地改良区       西七区5号舗装       農道舗装       平成三〇・         東畦21樋門       川       川       川       川         錦沖3樋門       川       川       川       川         銀沖1南樋門       川       川       川       川         第六区縦1-3樋門       川       川       川       川         東成三〇・       円       円       川       川       川         東京7年月       中月       中人三〇・       中人三〇・       中人三〇・       中人三〇・

兀 (昭和二十五年法律第二百二号) 第九条第一 項の規定により、

足築士の免許の取消しを行った。

平成三十年匹月三1

原

木

太

許の取消しをした年月日

平成三十年三月二十七日

20川及がこの音の登录番号、光許の取消しを受けた建築士の氏名、

その者の

二級建築士又は木造建

二の別かてその君の登録者

二級建築士

第四九七三号

免許の取消しの理由

当該二級建築士が死亡した旨の

# ◎岡山県公安委員会告示第四十四号

業法 四十七年法律第百十七号。 以下 法」 という。) 第二十二条第二項第

号に規定する警備員指 導教育責任者講習を次のとおり実施する

平成三十年四月三日

岡山県公安委員

## 一警備業務の区分等

施設警備業務 (P +1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	警備業務の区分 期
で(土曜日及び日曜 で(土曜日及び日曜 で(土曜日及び日曜	日
午後五時まで	時間
岡山市北区厚生町三丁	場

### 二 講習対象者

- 最近五年間 に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事し た期間が通算し
- 2 う。) の交付を受けている者 ものに限る。) に係る法第二十三条第四項の合格証明書 「検定規則」という。) 第四条に規定する一級の検定(当該警備業務の区分に係る 警備員等の検定等に関する規則 (平成十七年国家公安委員会規則第二十号。 (以 下 「合格証 明書」
- 3 規定する一級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した者 十一年国家公安委員会規則第五号。 に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則 検定規則第四条に規定する二級 継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの  $\mathcal{O}$ 検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。) 以下「旧検定規則」という。)第一条第二
- 5 当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの に限る。) 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定 に合格した警備員であって、 当該検定に合格した後、 (当該警備業務の区分に係るも 継続して一年以上

- 1 提出書類
- (1) 所定の様式による受講申込書 一
- (2)込前六箇月以内に撮影し (縦の長さ三センチメー 画 上三分身、 横の長さ二・四 無背景の ロセンチ
- (3)二に掲げる講習対象者に該当することを疎明する次に掲げる書類
- ア 二1に該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務に従事し 作成に係る書面 以下 「警備業務従事証明書」 てい たことを証明する警備業者 及び履歴書

検定規則第四条はイ 二2に該当する数

検定規則第四条に規定する一 に係る合格証明書の写し 0 検定 (当該警備業務の 区分に係るも

ウ 二3に該当する者

検定規則第四条に規定する二級の検定 に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書 (当該警備業務の 区分に係るも  $\mathcal{O}$ 

エ 二4に該当する者

 $\mathcal{O}$ に限る。) 検定規則第一条第二項に規定する に係る合格証の写し 0 検定 (当該警備業務の 区 一分に係

オ 二5に該当する者

 $\tilde{O}$ 検定規則第一条第二項に規定する二級の検定 に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書 (当該警備業務

提出先

(1) 県内に住所を有する者

住所地を管轄する警察署の生活安全課

(2) 県外に住所を有する者

県内の警察署の生活安全課

なお、 郵送又は信書便による申込み及び代理人による申込みは、 受け け な

提出期間

平成三十年四月二十三日 日 か (金曜 月) までの

三十分から午後五時まで

四 受講手数料

岡山県収入証紙により、 受講申込時に納付すること。

なお、受講手数料は、

納付後は返還しない。

五 受講定員

ても受付を締め切る。

ただし、 申込順に受け付け、 受講定員に達したときは、

講習の委託 この講習は、 に委託して行う。 一般社団法人岡山県警備業協会 (岡山市北区内山下二丁目

1 受講

- 受講者は、筆記用具を持参すること。

講習終了後は、

筆記の方法により修了考査を実施する。

施行認可)に誤りがあった。 [二] 平成二十九年九月二十二日付け公布岡山県告示第四百七十一号 (土地改良事業の

終わ か 九 西七区支線82号 北七区支線82号 正

[三] 平成三十年三月二十七日付け公布岡山県公告(道路の位置の指定)に誤りがあっ

た

	終 わ り	
	から四	行
番一四、五九番一八	勝田郡勝央町勝間田字平式五九	誤
番一四、五九番一八	勝田郡勝央町勝間田字平丸五九	正